

瀬戸内海国立公園
(淡路地域)

指 定 書
及 び
公 園 計 画 書

平成 24 年 8 月 7 日

環 境 省

瀬戸内海国立公園
(淡路地域)

指 定 書
(公園区域の一部変更)

目 次

1 変 更 理 由	5
2 変更する区域	6

1 変更理由

瀬戸内海国立公園（淡路地域）は、昭和25年5月18日に区域指定され、昭和31年5月1日の区域拡張により、ほぼ現在の区域が形成された。昭和32年10月23日には特別地域が指定されている。

また、昭和61年9月11日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が実施され、平成5年7月19日に第1次点検として公園計画の変更を行い、平成13年3月30日には第2次点検として公園計画の変更が実施されたところである。

今回の公園区域の変更（第3次点検）は、第2次点検以降における本公園を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、公園区域界が不明確な箇所について、区域線の明確化を図るために必要最小限の公園区域を変更するものである。

2 変更する区域

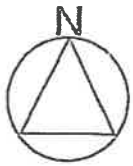
瀬戸内海国立公園（淡路地域）の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表 1：公園区域変更表）

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	兵庫県淡路市 小田の一部
2	拡張	兵庫県淡路市 野島江崎の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
隣接する公園区域と同等の風致を有しているため、区域線の明確化に伴い、公園区域に編入する。	0.1 国0 公0 私0.1
隣接する公園区域と同等の風致を有しているため、区域線の明確化に伴い、公園区域に編入する。	0.2 国0 公0 私0.2
変 更 部 分 面 積 計	0.3 国0 公0 私0.3
変 更 前 公 園 面 積	4,740 国93 公1,039 私3,608
変 更 後 公 園 面 積	4,740 国93 公1,039 私3,608

公園区域変更図位置図



灘

明石市

明石海峡

三神戸・大阪

公園区域変更図2

公園区域変更図1

大

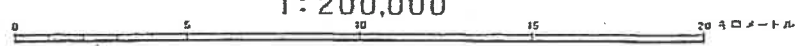
阪

湾

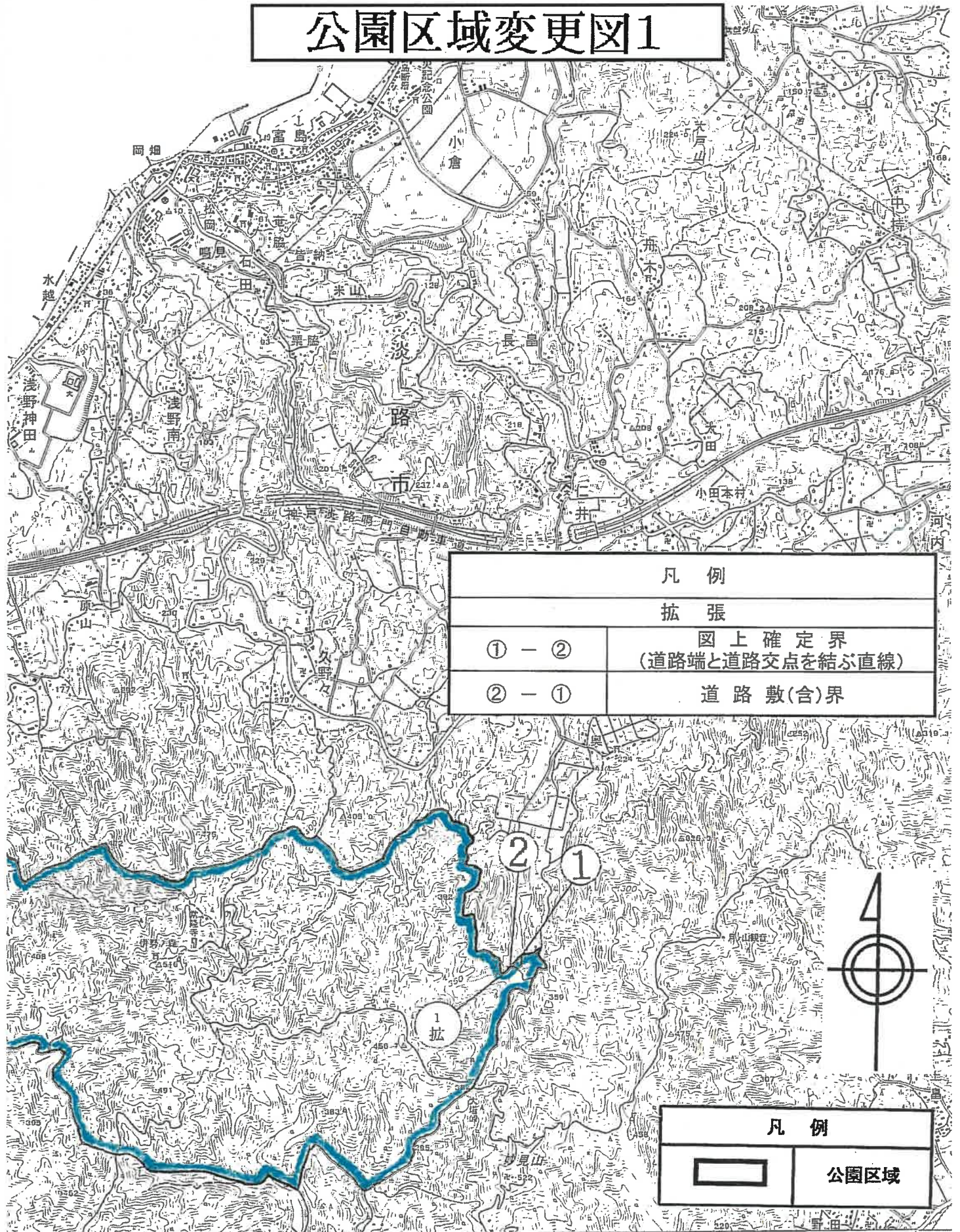
洲本市

友島水道
(紀伊海峡)

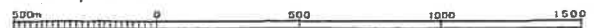
1:200,000



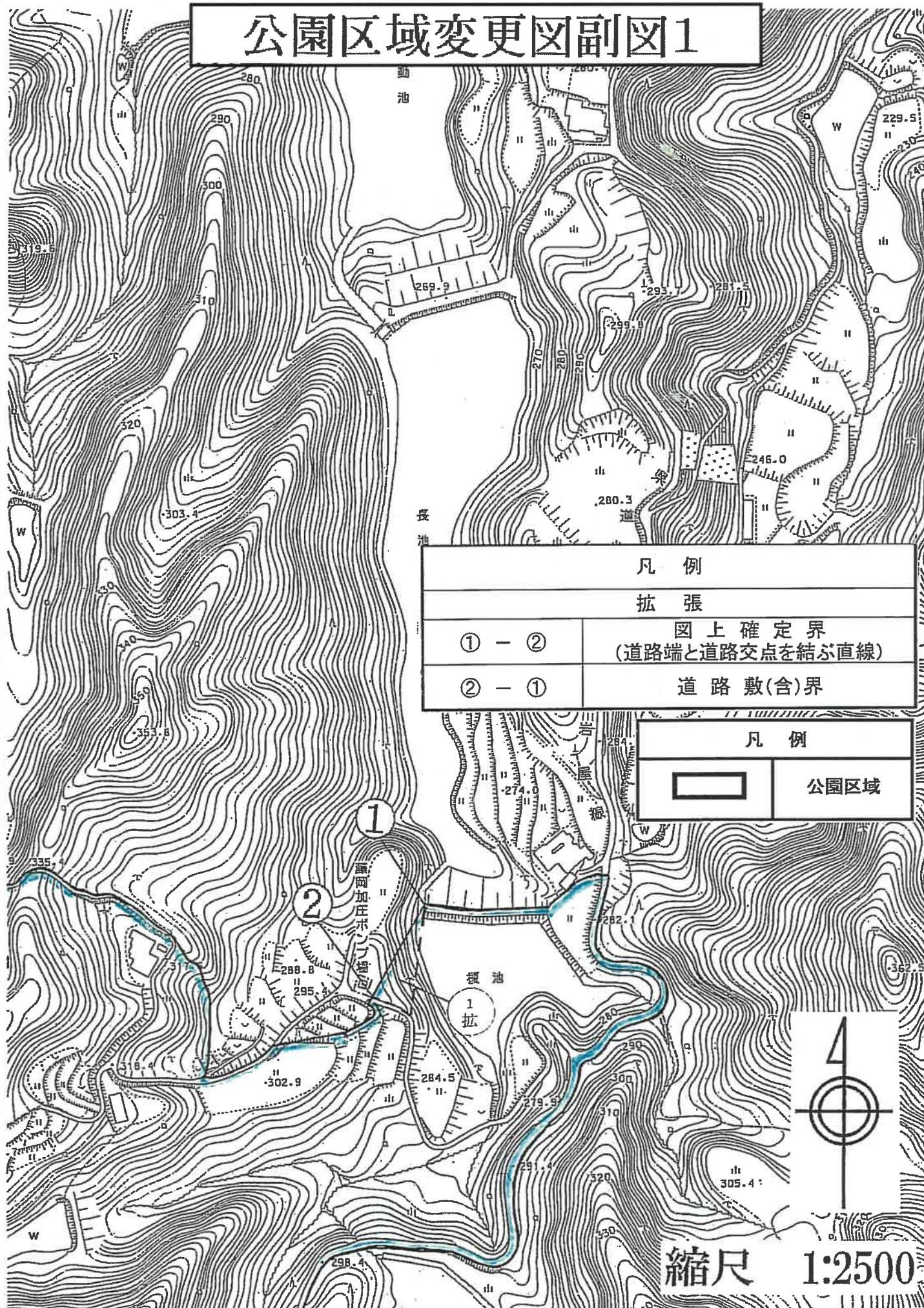
公園区域変更図1



1:25,000



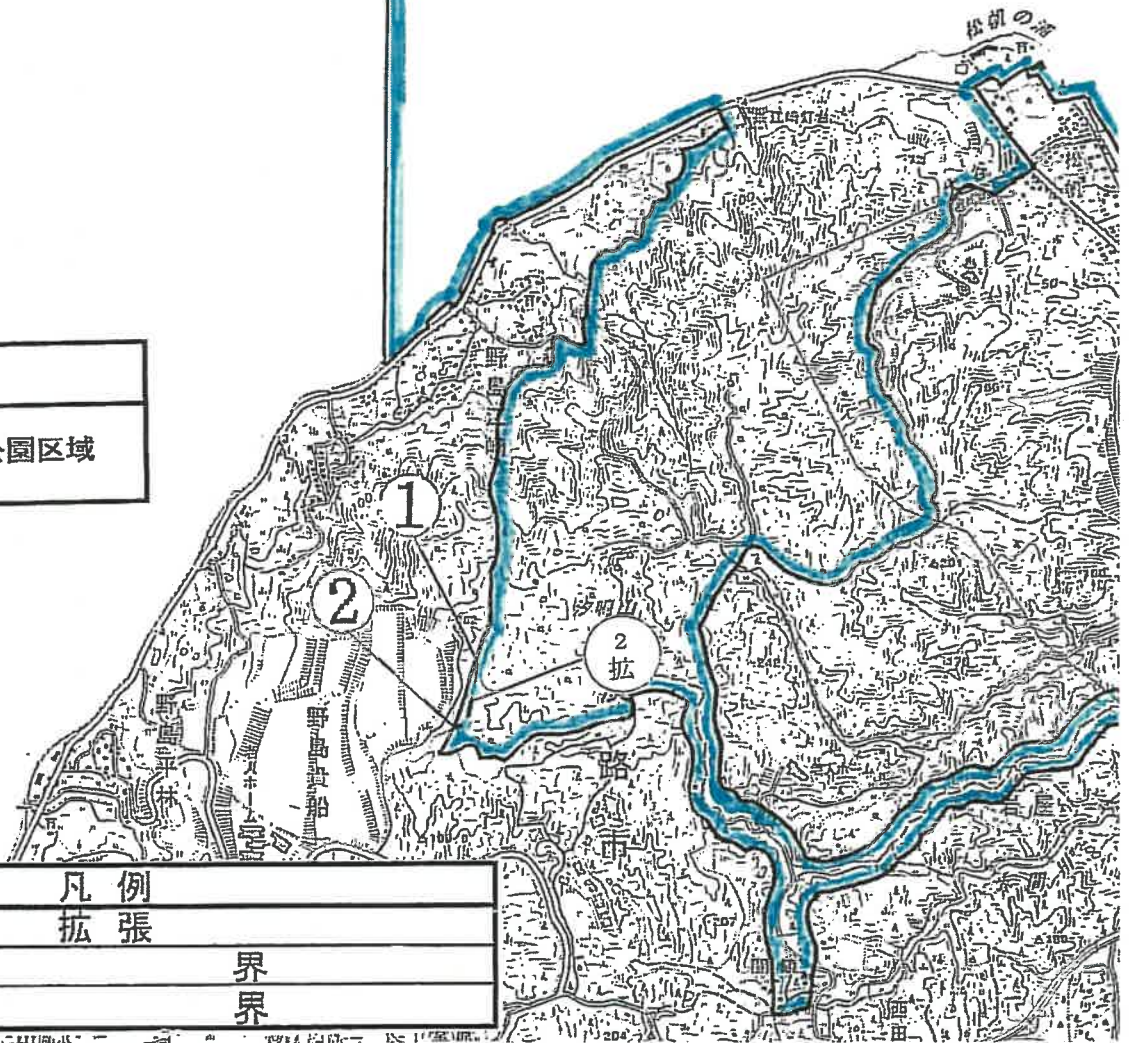
公園区域変更図副図1



公園区域変更図2

明 石 海 峡

凡 例	
	公園区域

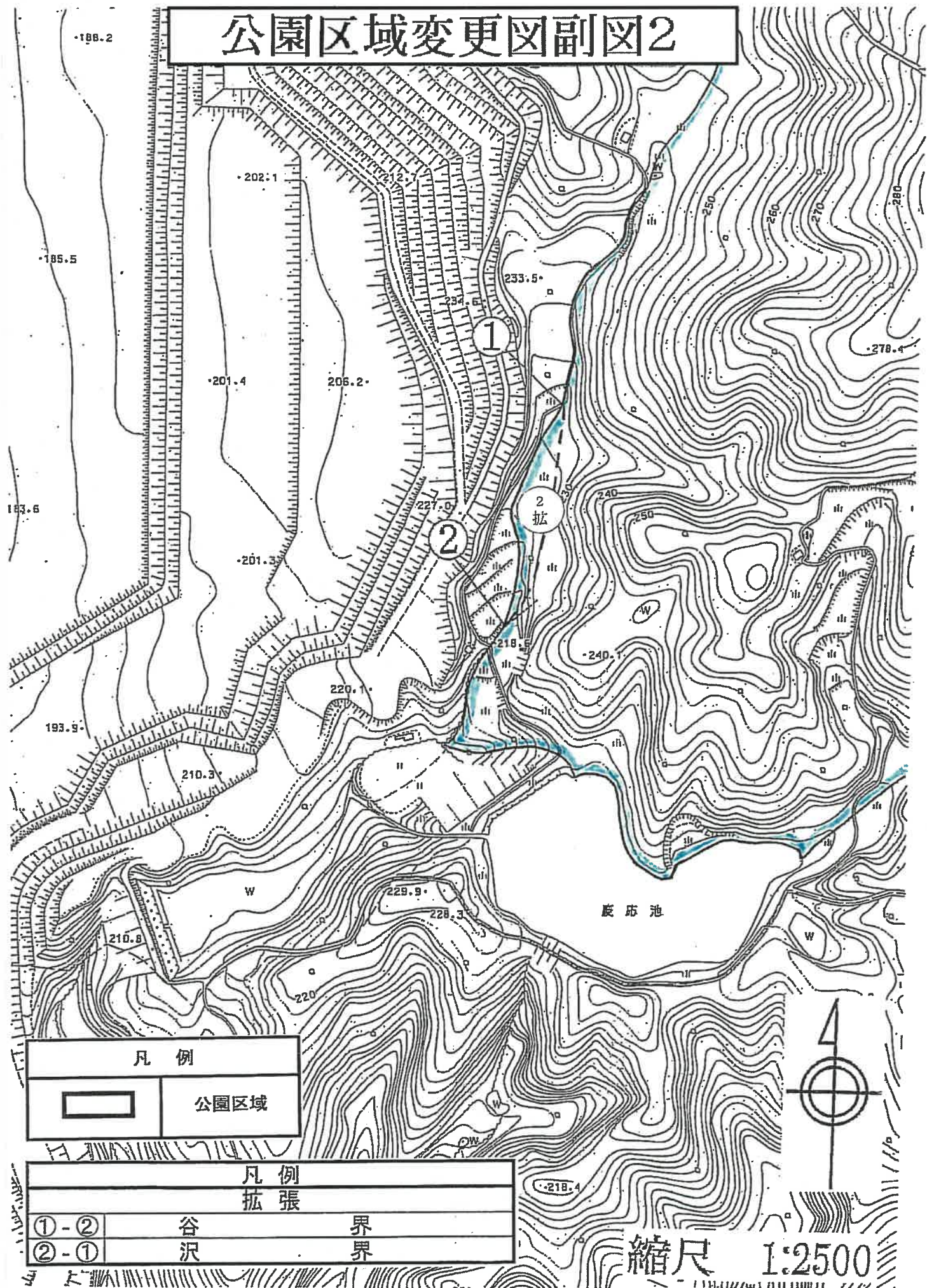


凡 例		
拡 張		
① - ②	谷	界
② - ①	沢	界

1 : 25, 000



公園区域変更図副図2



瀬戸内海国立公園
(淡路地域)

公園計画書
(公園計画の一部変更)

目 次

1 変 更 理 由	23
2 規 制 計 画	24
(1) 保護規制計画	24
ア 特別地域	24
(ア) 第2種特別地域	26
(イ) 第3種特別地域	28
イ 面積内訳	40
(ア) 地域地区別土地所有別面積	40
(イ) 地域地区別市町村別面積	42
3 参考事項	
(1) 指定植物	45
(2) 過去の経緯	48
(3) 公園区域	49
(4) 保護計画	50
ア 保護規制計画	50
(ア) 特別地域	50
a 第1種特別地域	51
b 第2種特別地域	55
c 第3種特別地域	61
(イ) 普通地域	65
(ウ) 面積内訳	66
a 地域地区別土地所有別面積	66
b 地域地区別市町村別面積	68
(5) 事業計画	70
ア 利用施設計画	70
(ア) 集団施設地区	70
(イ) 単独施設	74
(ウ) 道路	82
a 車道	82
b 歩道	86
(エ) 運輸施設	90

1 変更理由

瀬戸内海国立公園は、その比類ない内海多島海景観に加えて、自然と人文とが調和した特色ある景観を有することから、わが国最初の国立公園の一つとして、昭和9年3月16日に、讃岐瀬戸を中心に指定された。その後、数回にわたる公園区域の拡張により、現在、紀淡、鳴戸、関門、豊予の4つの海峡に囲まれた瀬戸内海のほぼ全域を占めるに至り、関係する府県も、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及んでいる。

淡路地域は、昭和25年5月18日に区域指定され、昭和31年5月1日の区域拡張により、ほぼ現在の区域が形成された。昭和32年10月23日には特別地域が指定されている。また、昭和61年9月11日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が、平成5年7月19日に第1次点検が、平成13年3月30日に第2次点検が行われたが、その後10年が経過している。

今回の点検は、区域線の明確化を図るために公園区域を拡張した箇所について、保護規制計画の変更を行うものである。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

番号	区分	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	兵庫県淡路市 小田の一部
2	拡張	兵庫県淡路市 野島江崎の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
隣接する公園区域と同等の風致を有しているため、区域線の明確化に伴う公園区域への編入により、隣接地と同じ特別地域とする。	0.1 国 0 公 0 私 0.1
隣接する公園区域と同等の風致を有しているため、区域線の明確化に伴う公園区域への編入により、隣接地と同じ特別地域とする。	0.2 国 0 公 0 私 0.2
変 更 部 分 面 積 計	0.3 国 0 公 0 私 0.3
変更前特別地域面積	4,740 国 93 公 1,039 私 3,608
変更後特別地域面積	4,740 国 93 公 1,039 私 3,608

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
1	拡張	特別地域の 拡張	常隆寺山地区	兵庫県淡路市 小田の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
隣接する公園区域と同等の風致を有しているため、区域線の明確化に伴う公園区域への編入により、隣接地と同じ第2種特別地域とする。	0.1 国 0 公 0 私 0.1
変 更 部 分 面 積 計	0.1 国 0 公 0 私 0.1
変更前第2種特別地域面積	1,607 国 57 公 328 私 1,222
変更後第2種特別地域面積	1,607 国 57 公 328 私 1,222

(イ) 第3種特別地域

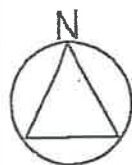
第3種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表4：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内 容	名 称	変 更 部 分 の 区 域
2	拡張	特別地域の 拡張	明石海峡地区	兵庫県淡路市 野島江崎の一部

変 更 理 由	面積 (ha)
隣接する公園区域と同等の風致を有しているため、区域線の明確化に伴う公園区域への編入により、隣接地と同じ第3種特別地域とする。	0.2 国 公 私 0 0 0.2
変 更 部 分 面 積 計	0.2 国 公 私 0 0 0.2
変更前第3種特別地域面積	481 国 公 私 0 70 411
変更後第3種特別地域面積	481 国 公 私 0 70 411

保護規制計画変更図位置図



灘

明石市
明石海峡

保護規制計画変更図2

保護規制計画変更図1

大

阪

湾

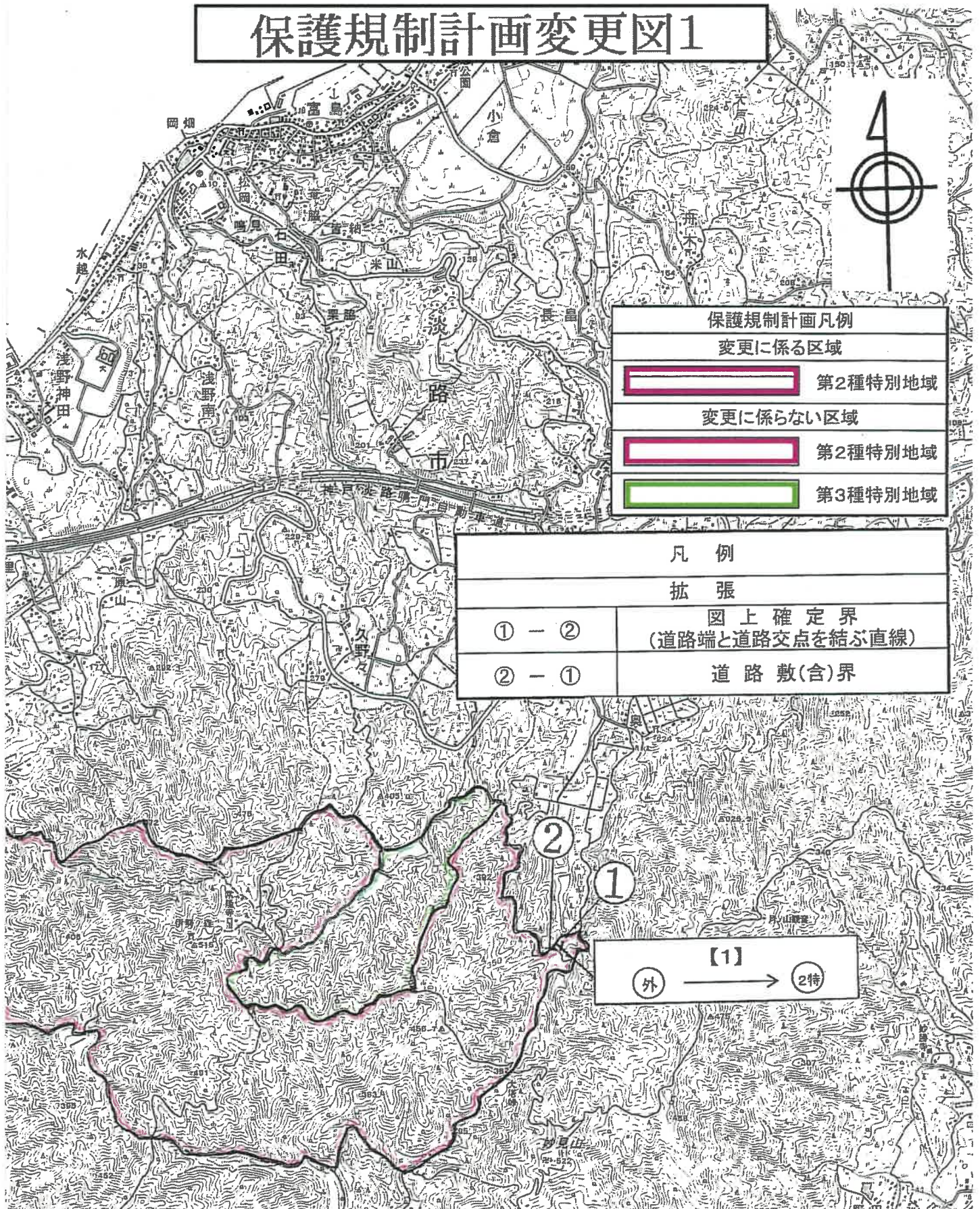
洲本市

友島水道
(紀淡海峡)

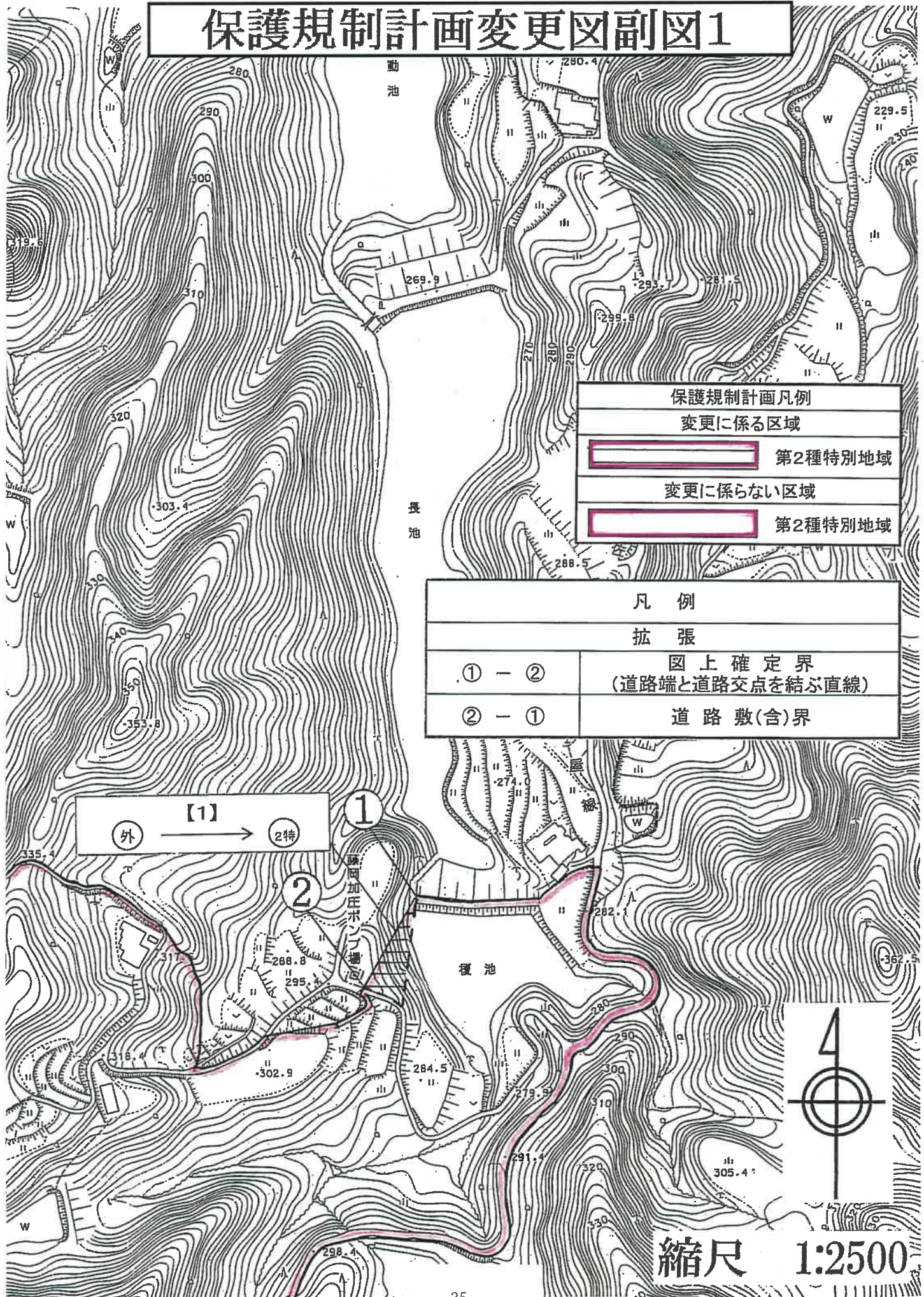
1:200,000

20 キロメートル

保護規制計画変更図1



保護規制計画変更図副図1

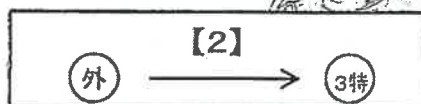


保護規制計画変更図2

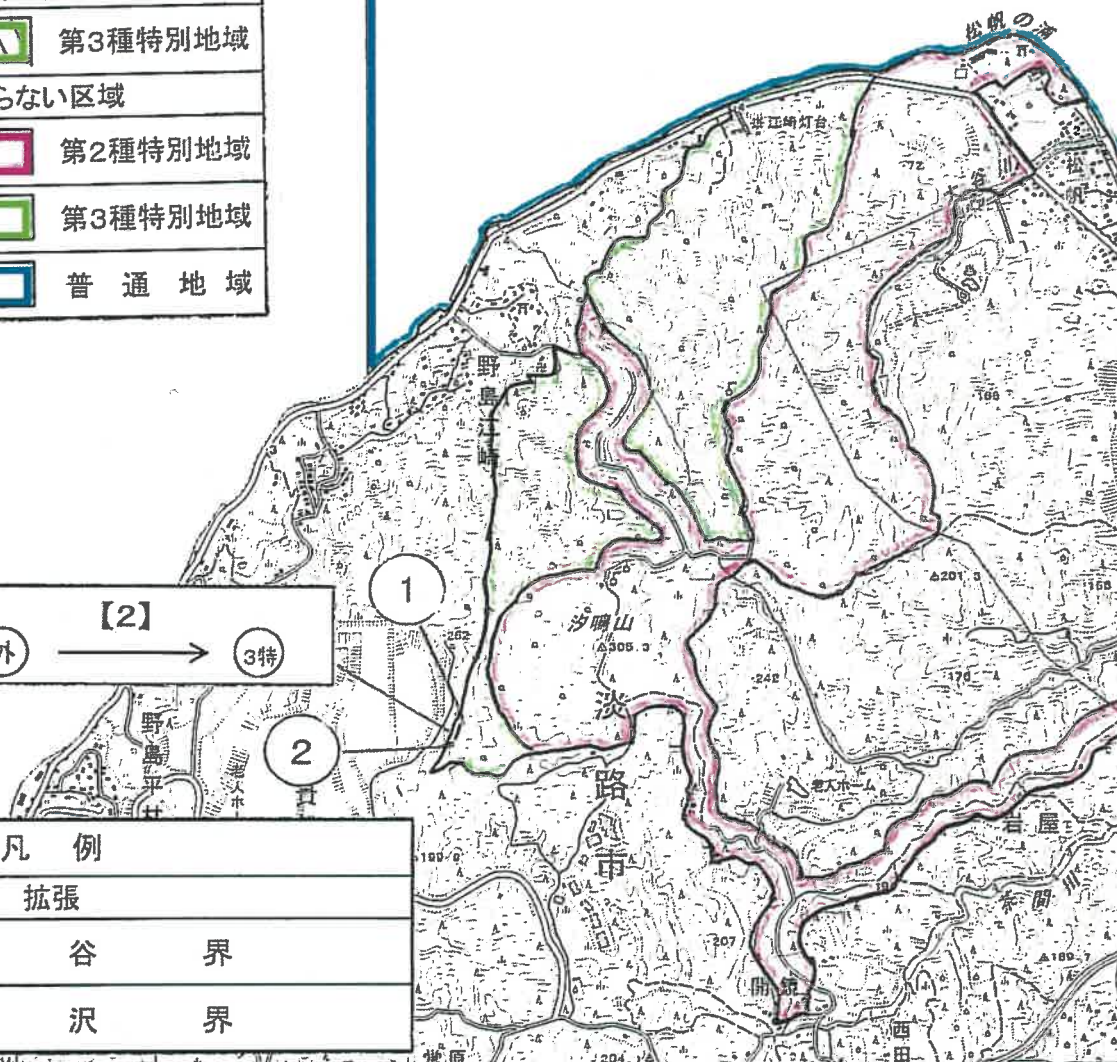
明 石 海 峡



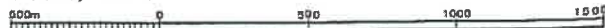
保護規制計画凡例	
変更に係る区域	
	第3種特別地域
変更に係らない区域	
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域



凡 例	
拡張	
① - ②	谷 界
② - ①	沢 界



1:25,000



保護規制計画変更図副図2

188.2

保護規制計画凡例

変更に係る区域



第3種特別地域

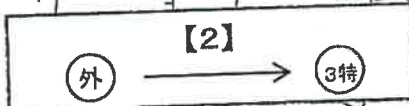
変更に係らない区域



第2種特別地域



第3種特別地域



278.

慶応池



凡 例

拡張

① - ②

谷 界

② - ①

沢 界

縮尺 1:2500

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表 5 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地								
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有別面積	-	-	-	12	38	12	57	322	1, 228
	地種区分別面積 (比率)	-			62 (1. 3)			1, 607 (33. 9)		
	地域地区別面積 (比率)				2, 150 (45. 4)					
	地 域 別 面 積 (比率)	(-)								

(単位：面積 ha、比率%)

域			普通地域			合 計		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
-	70	411	255	378	1,957	324	808	3,608
481 (10.1)								
			2,590 (54.6)			4,740 (100.0)		

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表 6 : 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位 : ha)

		現 行							
地域区 市町村名		特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)	海城公園 地区
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
兵 庫 県	洲 本 市	-	-	286	-	286	623	909	
	南あわじ市	-	62	747	311	1,120	1,967	3,087	
	淡 路 市	-	-	574	170	744	-	744	
合 計		-	62	1,607	481	2,150	2,590	4,740	-

(単位：ha)

変 更 後							増 減		
特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)	海域公園 地区	陸 域	海域公園 地区
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
－	－	286	－	286	623	909	－	0	－
－	62	747	311	1,120	1,967	3,087		0	
－	－	574	170	744	－	744		0	
－	62	1,607	481	2,150	2,590	4,740		0(0.3)	

3 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において採取若しくは損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表7：指定植物)

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシャゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤノネシダ、オシャグジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ（ハマナデシコ）
キンポウゲ	ミスミソウ（スハマソウ、ケスハマソウを含む。）、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシヤクヤク
メギ	バイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、ミツバイワガサ（イワガサ、タンゴイワガサ）、ウラジロイワガサ（ミヤジマシモツケ）、イブキシモツケ
マメ	ナルトオウオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ（ナガバノカキノハグサを含む。）、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コショウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）

科 名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
イチヤクソウ ツツジ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲ、オキシシャクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、イヌタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマシオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ、
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオウギアヤメ
ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ

科 名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン（ホクロ）、マヤラン（サガミラン）、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和25年5月18日	公園区域の指定 (三熊山、紀淡海峡、諭鶴羽山、沼島、鳴門海峡の5地区)
昭和31年5月1日	公園区域の指定 (明石海峡、常隆寺山、先山、慶野松原の4地区)
昭和57年2月17日	公園区域の変更 (三熊山地区の一部を削除)
昭和61年9月11日	公園区域の全般的な見直し(再検討)

イ 保護計画

昭和32年10月23日	特別地域の指定(地種区分決定)
昭和43年8月23日	地種区分の一部変更
昭和61年9月11日	保護計画の全般的な見直し(再検討)

ウ 事業計画

昭和29年2月18日	三熊山線車道計画決定
昭和32年10月23日	利用計画の決定 (以降逐次計画追加等)
昭和61年9月11日	利用計画の全般的な見直し(再検討)
平成5年7月19日	利用計画の変更(第1回点検)
平成9年12月16日	利用計画の一部変更(近畿自然歩道線の追加等)
平成13年3月30日	利用計画の変更(第2回点検)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表 8 : 公園区域表)

県 名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	洲本市 奥畑、小路谷、上内膳、下内膳、津田、中川原町安坂及び由良の一部	907
	洲本市 浦の一部	2
	淡路市 興隆寺の一部	115
	淡路市 岩屋の一部	148
	淡路市 小田、久野々、黒谷、仁井及び野島江崎の各一部	481
	南あわじ市 阿那賀、松帆慶野及び松帆古津路の各一部	352
	南あわじ市 神代浦壁の一部	174
	南あわじ市 阿万塩屋町、阿万下町、阿万吹上町、賀集牛内、賀集生子、新田北、灘黒岩、灘白崎、灘城方、灘惣川、灘払川、灘山本、灘油谷、灘吉野、沼島及び福良の各一部	2,561
	合 計	4,740

(4) 保護計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別区域とする。

(表 9 : 特別地域総括表)

県 名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	洲本市 奥畑、小路谷、上内膳、下内膳、津田、中川原町安坂及び由良の一部	284
	洲本市 浦の一部	2
	淡路市 興隆寺の一部	115
	淡路市 岩屋の一部	148
	淡路市 小田、久野々、黒谷、仁井及び野島江崎の各一部	481
	南あわじ市 阿那賀、松帆慶野及び松帆古津路の各一部	294
	南あわじ市 神代浦壁の一部	22
	南あわじ市 阿万塩屋町、阿万下町、阿万吹上町、賀集牛内、新田北、灘黒岩、灘山本、灘吉野、沼島及び福良の各一部	804
	合 計	2,150

a 第1種特別地域

特別地域のうち、次の区域を第1種特別区域とする。

(表10：第1種特別地域総括表)

県 名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	南あわじ市 阿那賀及び松帆慶野の各一部	24
	南あわじ市 福良及び沼島の各一部	38
	合 計	62

(表11：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
慶 野 松 原	兵庫県南あわじ市 松帆慶野の一部
鳴門海峡地区	兵庫県南あわじ市 阿那賀及び福良の各一部
沼 島 南 海 岸	兵庫県南あわじ市 沼島の一部
	合

地 区 の 概 要	面積 (ha)
慶野松原は、北は五色浜から南は三原川河口に至る延べ2.5km、幅70～80mに及ぶ松原である。 当該地域はその中心の名勝指定を受けている地域で、樹齢数百年の老木を含み、瀬戸内海の白砂青松の海岸を代表するものである。	12
福良湾内の州崎には塩生植物のハマサジ群落が生育し、煙島は全島イヌマキ、ヒメユズリハなどからなる自然性の高い海岸性の常緑広葉樹に覆われている。 クロマツ、ウバメガシ、トベラ等に覆われた大園島、門崎半島、中瀬は渦潮とあいまって鳴門海峡の主要な景観を構成している。	19
地質構造区分では瀬戸内海で唯一西南日本外帯に属する島で、南海岸では結晶片岩の海食景観がみられ、上立神岩等の奇勝が展開している。 植性的にはハマユウ、キキョウラン等の南方暖地性の植物が分布することに特色がある。	31
計	62

b 第2種特別地域

特別地域のうち、次の区域を第2種特別区域とする。

(表12：第2種特別地域総括表)

県 名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	洲本市 奥畑、小路谷、上内膳、下内膳、津田、中川原町安坂及び由良の一部	284
	洲本市 浦の一部	2
	淡路市 興隆寺の一部	115
	淡路市 岩屋の一部	148
	淡路市 小田、久野々、黒谷、仁井及びの野島江崎の各一部	311
	南あわじ市 阿那賀、松帆慶野及び松帆古津路の各一部	170
	南あわじ市 神代浦壁の一部	22
	南あわじ市 阿万塩屋町、阿万下町、阿万吹上町、賀集牛内、新田北、灘黒岩、賀集生子、灘山本、沼島及び福良の各一部	555
	合 計	1,607

(表13：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
明石海峡地区	兵庫県淡路市 岩屋及び野島江崎の各一部
常隆寺山	兵庫県淡路市 興隆寺の一部
先山	兵庫県洲本市 奥畑、上内膳、下内膳及び中川原町安坂の各一部
三熊山	兵庫県洲本市 小路谷及び津田の各一部
紀淡海峡地区	兵庫県洲本市 由良の一部
慶野松原	兵庫県洲本市 浦の一部 南あわじ市 松帆古津路及び松帆慶野の各一部
鳴門海峡地区	兵庫県南あわじ市 阿那賀、阿万塩屋町、阿万下町、阿万吹上町及び福良の各一部
諭鶴羽山	兵庫県南あわじ市 神代浦壁、賀集牛内、新田北、灘黒岩、灘山本及び灘吉野の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
当該地区は、明石海峡の展望地として優れた汐鳴山を中心とする山地及びその到達道路周辺から成る。	194
常隆寺山は北淡路随一の秀峰で、明石海峡、播磨灘、紀伊半島の展望に優れており、山頂の伊勢の森から常隆寺境内にかけてはアカガシ、スダジイ等の常緑広葉樹の自然林が残存し、県の天然記念物に指定されている。	380
先山は、「淡路富士」の名を持ち、大阪湾、播磨灘を隔てて紀伊半島、四国を望む雄大な展望地であり、山頂部の千光寺社そうは、スダジイ、アカガシの自然林が残存する。	64
三熊山は、山上に洲本城が残り紀伊水道の絶好の展望地であり、北斜面にはスダジイの自然林が残存している。	132
当該地区は成山、生石崎及び成ヶ島から成り、成山及び生石崎は共に紀淡海峡の展望地で、周辺の山地はウバメガシ、シイ等の常緑樹林が残存する。 成ヶ島は成山と生石崎が砂州によってつながって形成されたもので、砂州にはハマゴウ、ハマグルマ、ハマボウ等の群落が見られ、また潮間帯にハママツナ等の塩生植物群落が生育している。	88
慶野松原は、長さ4.5km、幅150mにわたる砂浜で、前面にはハマゴウ、ハマグルマ等の砂丘植物が生息しており、後背部は名勝指定の松原となっている。	85
当該地区は鳴門海峡に面する海岸部で、岬と湾入部が交錯する沈降海岸部は海峡と渦潮の展望の展望地点であり、南部の2.5kmにわたる砂浜（吹上浜）には、前面にハマゴウ、ハマグルマ等の砂丘植物が生育しており後背部にはクロマツの防風林がある。	380
論鶴羽山は淡路島の最高峰で、山頂は360°の展望に恵まれている。この山系の南側は中央構造線に沿った急な斜面でウバメガシ、ヤブツバキ等の風衝低木林に覆われ、森林性の野鳥の生息地としても知られている。 また、山頂部南斜面の論鶴羽神社社そう林約16haはアカガシ、スダジイの自然林であり、ヒメハルゼミも生息している。	135

名 称	区 域
沼島	兵庫県南あわじ市 沼島の一部
	合

地 区 の 概 要	面積 (ha)
ハマユウ、タマシダ等の暖地性植物が生育する。また、八幡神社社そうにはタブノキ、ホルトノキ等の自然林が残存している。	149
計	1,607

c 第3種特別地域

特別地域のうち、次の区域を第3種特別区域とする。

(表14：第3種特別地域総括表)

県 名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	淡路市 久野々、仁井及び野島江崎の各一部	170
	南あわじ市 阿那賀の一部	100
	南あわじ市 阿万塩屋町及び福良の各一部	211
	合 計	481

(表15：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
明石海峡地区	兵庫県淡路市 野島江崎の一部
常隆寺山	兵庫県淡路市 久野々及び仁井の各一部
鳴門海峡地区	兵庫県南あわじ市 阿那賀、阿万塩屋町及び福良の各一部
	合

地 区 の 概 要	面積 (ha)
当該地域は明石海峡に落ち込んだ急しゅんな山地で、海峡からの眺望上びょう風の役割を果たしている。	112
当該地区は、常隆寺山東斜面一帯であり、スギの人工造林地となっている。	58
当該地域は門崎半島及び福良湾背後の山地で、植生の大部分はクロマツの二次林であり、稜線部は海峡景観の展望地となっている。	311
計	481

(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表16：普通地域表)

県 名	区 域	面積 (ha)
兵庫県	洲本市 由良の一部	623
	南あわじ市 阿那賀の一部	58
	南あわじ市 神代浦壁の一部	152
	南あわじ市 阿万塩屋町、阿万下町、賀集牛内、賀集生子、新田北、灘黒岩、 灘白崎、灘城方、灘惣川、灘払川、灘山本、灘油谷、灘吉野及 び福良の各一部	1,757
	合 計	2,590

(ウ) 面積内訳

a 地域地区別土地所有別面積

(表17：地域地区別土地所有別面積総括表)

地 域 区 分		特 別 地								
地 種 区 分		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域		
土 地 所 有 別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
合 計	土地所有別面積	-	-	-	12	38	12	57	322	1, 228
	地種区分別面積 (比率)	-			62 (1. 3)			1, 607 (33. 9)		
	地域地区別面積 (比率)				2, 150 (45. 4)					
	地 域 別 面 積 (比率)	2, 150 (45. 4)								

(単位：面積 ha、比率%)

域			普通地域			合 計		
第 3 種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
-	70	411	255	378	1, 957	324	808	3, 608
481 (10. 1)								
			2, 590 (54. 6)			4, 740 (100. 0)		

b 地域地区別市町村別面積

(表18：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区 市町村名		特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合 計 (陸域)	海 域 公 園 地区
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計			
兵 庫 県	洲 本 市	-	-	286	-	286	623	909	
	南あわじ市	-	62	747	311	1,120	1,967	3,087	
	淡 路 市	-	-	574	170	744	-	744	
合 計		-	62	1,607	481	2,150	2,590	4,740	-

(5) 事業計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区は、次のとおりとする。

(表19：集団施設地区表)

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
1	由良	兵庫県洲本市由良の一部	当該集団施設地区は、明石海峡大橋の開通もあり、京阪神などの大都市圏から比較的近い好位置にある。「淡路橋立」と呼ばれる成ヶ島と、その対岸の生石地区からなり、紀淡海峡の雄大な景観が特徴である。 成ヶ島は、大部分が二次林で占められる瀬戸内海国立公園の中で、海浜植物群落や暖帯性広葉樹林などの植生に恵まれている。 一方、生石地区は、日露戦争当時の砲台跡など歴史的遺構が見られる。 これらの恵まれた環境を活かし、身近に自然にふれあえる場として、かつ、環境学習の場として、利用施設の整備を進める。

整備計画及び基盤整備	整備方針			面積 (ha)	旧計画との関係
成ヶ島整備計画区	成ヶ島を中心とした整備計画区で、自然体験型学習、野外レクリエーションなどのフィールドとして整備を進める。 利用者を受け入れるため栈橋など係留施設を整備し、その付近には園地、案内機能を備えた休憩所、野営場などの諸施設を整備する。 紀淡海峡の眺望に優れた場所には、園地、展望施設などを整備する。島の中央部付近の丘場の平地には、野外レクリエーションなどの憩いの場として、園地などの整備を図る。 島内の諸施設や興味地点を結ぶ歩道を整備する。 また、島内に生育する海浜植物群落などの保全を図るため、防護柵など植生復元施設の整備を図る。			35.8	一般計画 昭38. 3. 9決定 昭61. 9. 11変更 区域 昭40. 1. 18指定 昭61. 9. 11変更 平5. 7. 19変更 詳細計画 昭40. 1. 18決定 昭61. 9. 11変更 平5. 7. 19変更
生石整備計画区	成ヶ島の対岸に位置する整備計画区である。地区の高台は紀淡海峡の眺望に優れていることから、展望施設などを整備する。 また、日露戦争時の砲台跡など歴史的遺構を活用し、歴史学習の場として園地などの諸施設を整備する。 地区内の諸施設や興味地点を結ぶ車道及び歩道を整備する。			34.1	
面積計		国	公	私	
		35.8	30.9	3.2	
		69.9			

番 号	名 称	区 域	計 画 目 標
2	南淡路	兵庫県南あわじ市福良の一部	当該地区は、淡路島の南西部の福良港内に突き出た半島で鳴門海峡を始めとする付近一帯を展望するのに最適の場所である。 大鳴門橋の開通により、四国側からの到達性が高まり、鳴門海峡地区のみでなく、四国各地への利用の拠点としても位置づけられており、全域が国民休暇村として整備が行われている。 これらの立地を活かし、風景探勝や自然探勝の利用の拠点として、施設の充実を図るものとする。

整備計画及び基盤整備	整 備 方 針			面積 (ha)	旧計画との関係
南淡路整備計画区	当計画区は鳴門海峡一帯の風景探勝、自然探勝の基地として、海側からの風致に配慮しつつ、 宿舎の充実整備を図る。 また、野営場の再整備を行うとともに、安全面に留意しつつ、自然探勝路の再整備を行うものとする。			26.7	一般計画 昭37.10.3決定 昭61.9.11変更 区域 昭37.10.3決定 昭61.9.11変更
面 積 計		国	公	私	詳細計画 昭37.10.3決定 昭61.9.11変更
		0.1	26.6	0	
		26.7			

(イ) 単独施設

単独施設地区は、次のとおりとする。

(表20：単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園地	兵庫県洲本市（先山）
2	宿舎	兵庫県洲本市（先山）
3	園地	兵庫県洲本市（三熊山）
4	野営場	兵庫県洲本市（三熊山）
5	乗馬施設	兵庫県洲本市（三熊山）
6	植物園	兵庫県洲本市（三熊山）
7	園地	兵庫県洲本市（赤松伊張）
8	園地	兵庫県淡路市（松帆の浦）
9	宿舎	兵庫県淡路市（松帆の浦）
10	運動場	兵庫県淡路市（松帆の浦）
11	園地	兵庫県淡路市（鳥の山）
12	園地	兵庫県淡路市（汐鳴山）

整 備 方 針	備 考
山頂の探勝及び播磨灘、紀伊半島の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として青少年の野外教育活動または野外活動の際に利用し得る宿泊施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
山頂の探勝及び紀伊水道の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
ケビンによる宿泊を主体とする野営場として整備する。	昭61. 9. 11告示
山上の散策用の乗馬施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
三熊山の自然植生を主に展示する植物園として整備する。	昭61. 9. 11告示
紀淡海峡の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
景勝地松帆の浦の復元を目的とする修景園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
海水浴、潮干狩り等の海浜レクリエーション利用者を対象とする滞在型の宿泊施設として施設の拡充整備を図る。	昭61. 9. 11告示
主として滞在型利用者を対象としたプール、テニスコート等の運動施設を整備する。	昭61. 9. 11告示
利用者に対する入口案内の機能を備えた、明石海峡等の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
明石海峡の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示

番号	種 類	位 置
13	宿舎	兵庫県淡路市（汐鳴山）
14	園地	兵庫県淡路市（常隆寺山）
15	宿舎	兵庫県淡路市（常隆寺山）
16	園地	兵庫県南あわじ市（慶野松原）
17	宿舎	兵庫県南あわじ市（慶野松原）
18	野営場	兵庫県南あわじ市（慶野松原）
19	水泳場	兵庫県南あわじ市（慶野松原）
20	宿舎	兵庫県南あわじ市（伊毘）
21	園地	兵庫県南あわじ市（柿ヶ原）
22	博物展示施設	兵庫県南あわじ市（柿ヶ原）
23	園地	兵庫県南あわじ市（門崎）
24	駐車場	兵庫県南あわじ市（門崎）
25	園地	兵庫県南あわじ市（鳥取）
26	宿舎	兵庫県南あわじ市（鳥取）

整備方針	備考
主として滞在型利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
山頂の探勝及び明石海峡、播磨灘等の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として青少年の野外教育活動または野外活動の際に利用し得る宿泊施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として海水浴利用者の休憩、海浜探勝のための園地として整備する。	平5. 7. 19告示
主として海水浴等海浜レクリエーション利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として海浜レクリエーション利用者を対象とした野営場として整備する。	昭61. 9. 11告示
休憩所、脱衣場、シャワー等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として渦潮探勝に門崎を訪れる旅行者を対象とする宿泊施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
鳴門海峡の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
鳴門海峡の自然及び人文景観を紹介するための施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
鳴門海峡の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
門崎を訪れる利用者のための便益施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
路傍の修景園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として鳴門海峡の探勝利用者を対象とした宿泊施設として整備する。	昭61. 9. 11告示

番号	種 類	位 置
27	園地	兵庫県南あわじ市（刈藻）
28	宿舎	兵庫県南あわじ市（刈藻）
29	運動場	兵庫県南あわじ市（刈藻）
30	水泳場	兵庫県南あわじ市（刈藻）
31	園地	兵庫県南あわじ市（鳩）
32	宿舎	兵庫県南あわじ市（鳩）
33	運動場	兵庫県南あわじ市（鳩）
34	宿舎	兵庫県南あわじ市（蛇の鰭）
35	園地	兵庫県南あわじ市（田尻）
36	宿舎	兵庫県南あわじ市（田尻）
37	園地	兵庫県南あわじ市（吹上浜）
38	宿舎	兵庫県南あわじ市（吹上浜）

整 備 方 針	備 考
主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者の休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者を対象とした宿泊施設として既存施設の整備拡充を図る。	昭61. 9. 11告示
滞在利用を促進するためテニスコート、グラウンド等の運動施設を新たに整備する。	昭61. 9. 11告示
休憩所、脱衣場、シャワー等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
鳴門海峡の展望及び休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
鳴門海峡の探勝及び海浜レクリエーション利用者を対象とした宿泊施設を整備する。	昭61. 9. 11告示
滞在利用を促進するためテニスコート、プール等の運動施設を新たに整備する。	昭61. 9. 11告示
主として青少年の野外教育活動または野外活動の際に利用し得る宿泊施設として既存施設の整備拡充を図る。	昭61. 9. 11告示
主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者の休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として青少年の野外教育活動または野外活動の際に利用し得る宿泊施設とし整備する。	昭61. 9. 11告示
主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者の休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として海水浴等の海浜レクリエーション利用者を対象とした宿泊施設として既存施設の整備拡充を図る。	昭61. 9. 11告示

番号	種 類	位 置
39	野営場	兵庫県南あわじ市（吹上浜）
40	水泳場	兵庫県南あわじ市（吹上浜）
41	博物展示施設	兵庫県南あわじ市（吹上浜）
42	園地	兵庫県南あわじ市（諭鶴羽山）
43	園地	兵庫県南あわじ市（沼島）

整 備 方 針	備 考
主として海浜レクリエーション利用者を対象とした野営場として整備する。	昭61. 9. 11告示
休憩所、脱衣場、シャワー等海水浴利用者のための便益施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
主として豊富な海浜植物等に関する展示施設として整備する。	昭61. 9. 11告示
自然林の探勝及び休憩のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示
沼島海岸の展望のための園地として整備する。	昭61. 9. 11告示

(ウ) 道路

a 車道

車道は、次のとおりとする。

(表21：道路（車道）表)

番号	路 線 名	区 間
1	先山線	起点：兵庫県洲本市（安坂・国立公園境界） 終点：兵庫県洲本市（先山）
2	三熊山線	起点－兵庫県洲本市（小路谷・国立公園境界） 終点－兵庫県洲本市（小路谷・国立公園境界） 起点－兵庫県洲本市（小路谷・国立公園境界） 終点－兵庫県洲本市（津田・国立公園境界）
3	由良線	起点－兵庫県洲本市（由良・国立公園境界） 終点－兵庫県洲本市（立川・国立公園境界）
4	岩屋江崎線	起点：兵庫県淡路市（野島江崎・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（岩屋・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（開鏡・国立公園境界）
5	常隆寺山線	起点：兵庫県淡路市（久野々・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（常隆寺）
6	門崎線	起点：兵庫県南あわじ市（阿那賀・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（門崎） 終点：兵庫県南あわじ市（福良・国立公園境界）
7	柿ヶ原線	起点：兵庫県南あわじ市（柿ヶ原・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（伊毘・車道合流点） 終点：兵庫県南あわじ市（刈藻・車道合流点）

主要経過地	整備方針	備考
	先山山頂への到達道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
三熊山山頂	三熊山山頂への到達道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
立川水仙郷	由良と灘海岸との連絡道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
汐鳴山	明石海峡の景観を沿線から鑑賞するための道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
	常隆寺山山頂への到達道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
刈藻浜	鳴門海峡の景観を沿線から鑑賞するための道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
柿ヶ原	柿ヶ原園地への到達道路として整備する。	昭61. 9. 11告示

番号	路 線 名	区 間
8	福良・吹上浜線	起点：兵庫県南あわじ市（福良・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（蛇の鱗） 終点：兵庫県南あわじ市（若人の広場・国立公園境界） 起点：兵庫県南あわじ市（若人の広場・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（田尻） 終点：兵庫県南あわじ市（田尻・国立公園境界） 起点：兵庫県南あわじ市（吹上浜・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（塩屋川・国立公園境界）
9	灘線	起点：兵庫県南あわじ市（灘白崎・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（灘油谷・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	備考
大見山 吹上浜	福良湾及び鳴門海峡の景観を沿線から鑑賞するための道路及び吹上浜海水浴場への到達道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
:	灘海岸の景観を沿線から鑑賞するための道路として整備する。	昭61. 9. 11告示

b 歩道

歩道は、次のとおりとする。

(表22：道路（歩道）表)

番号	路 線 名	区 間
1	先山登山線	起点：兵庫県洲本市（下内膳・国立公園境界） 終点：兵庫県洲本市（先山山頂）
2	三熊山登山線	起点－兵庫県洲本市（大浜公園・国立公園境界） 終点－兵庫県洲本市（三熊山・歩道合流点）
3	由良裏山線	起点：兵庫県洲本市（由良・国立公園境界） 終点：兵庫県洲本市（生石・車道合流点）
4	汐鳴山登山線	起点：兵庫県淡路市（松帆・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（汐鳴山）
5	常隆寺山南北線	起点：兵庫県淡路市（久野々・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（興隆寺・国立公園境界）
6	常隆寺山東西線	起点：兵庫県淡路市（五斗長・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（大塔峠・国立公園境界）
7	諭鶴羽山線	起点－兵庫県南あわじ市（灘山本） 終点－兵庫県南あわじ市（諭鶴羽山・歩道合流点）

主要経過地	整備方針	備考
	先山先光寺の参道を登山路としても利用し得るよう に整備する。	平61. 9. 11告示
三熊山山頂	洲本市街地から三熊山への登山路として整備する。	昭61. 9. 11告示
赤松伊張	由良から由良裏山園地への到達道路として整備する。	昭61. 9. 11告示
	松帆崎から汐鳴山の展望地点への到達路として整備する。	昭61. 9. 11告示
常隆寺山山頂	常隆寺山の南・北麓から山頂への登山路として整備する。	昭61. 9. 11告示
	常隆寺山の東・西麓から山頂への登山路として整備する。	昭61. 9. 11告示
	探勝歩道として整備する。	昭61. 9. 11告示

9	近畿自然歩道線	起点：兵庫県淡路市（岩屋・国立公園境界） 終点：兵庫県淡路市（開鏡・国立公園境界） 起点：兵庫県洲本市（奥之内・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（古津路・国立公園境界） 起点：兵庫県洲本市（大浜公園・国立公園境界） 終点：兵庫県洲本市（物部・国立公園境界） 起点：兵庫県南あわじ市（諭鶴羽ダム・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（難黒岩） 起点：兵庫県南あわじ市（沼島・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（沼島・国立公園境界） 起点：兵庫県南あわじ市（福良・国立公園境界） 終点：兵庫県南あわじ市（門崎）
---	---------	---

諭鶴羽山 慶野松原 三熊山	近畿自然歩道として整備する。	平 9 . 12. 16 告示
------------------------------	-----------------------	------------------------

(エ) 運輸施設

運輸施設は、次のとおりとする。

(表23：運輸施設)

番号	路 線 名	種 類	区 間
1	三熊山線	索道	起点－兵庫県洲本市（大浜公園・国立公園境界） 終点－兵庫県洲本市（三熊山山頂）
2	柿ヶ原線	索道	起点－兵庫県南あわじ市（鳴石） 終点－兵庫県南あわじ市（柿ヶ原）

主要経過地	整備方針	備考
	市街地と山頂とを結び大浜公園を展望するロープウェイとして整備する。	昭61. 9. 11告示
	淡路島南パーキングエリア周辺と大鳴門記念館を連絡するとともに、瀬戸内海展望利用のための索道として整備する。	平5. 7. 19告示

この資料中の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したもので
ある。(承認番号 平23情複、第135号)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。